

那須町特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託におけるプロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「那須町特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託」に関する契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり

委託業務名 那須町特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託

(1) 見積限度額 6, 422千円(消費税及び地方消費税額を含む)

(2) 業務内容 別紙1「業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

(1) 機械学習の機能がある人工知能を用いたデータ分析を行うことができること。

(2) 那須町(特定健康診査対象者数6,000～7,000名)と同規模以上の自治体で、令和4年度又は令和5年度に受託した本業務と同様の業務において、受託前年度と比較し少なくとも3%程度以上の受診率向上実績が5件以上あること。

(3) 個人情報の取り扱いに関して、ISO/IEC27001、およびISO/IEC27017の認証を受けていること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(6) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)

(7) 当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日において、那須町一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

(8) 本業務と同様の業務において、複数年での支援実績を有し、かつ受診率向上実績があること。

4. 公募から契約履行までの日程

(1) 募集開始・仕様書等の配布(公開)	令和7年 5月23日(金)
(2) 質疑受付開始	令和7年 5月23日(金)
(3) 質疑受付終了	令和7年 5月29日(木)
(4) 質疑回答(予定)	令和7年 6月 2日(月)
(5) 公募参加意向の申請締切り	令和7年 6月 6日(金)
(6) 参加資格確認結果通知	令和7年 6月11日(水)
(7) 企画提案書提出締切り	令和7年 6月20日(金)
(8) プレゼンテーション実施(予定)	令和7年 6月27日(金)
(9) 結果通知(予定)	令和7年 7月上旬
(10) 契約締結(予定)	令和7年 7月上旬

5. 募集における応募、審査等の手順

(1) 仕様書等の入手

- 仕様書等関係書類及び様式は、那須町のホームページにて配布するので、入手すること。
(<https://www.town.nasu.lg.jp/0015/info-0000004036-1.html>)

(2) 募集要項・仕様書に対する質疑応答の実施

本業務に応募しようとする応募者は、本実施要領、仕様書に記載している内容に対する質問を行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加できる。

① 質疑の受付

- a. 受付期間 令和7年5月29日(木)まで
- b. 提出方法 質問書(様式1)に記入の上、「7. 問い合わせ先」の E-mail により提出すること。
- c. メールタイトルを「受診率向上事業プロボ質問書(会社名)」とし「7. 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。

② 質疑の回答

- a. 回答日 令和7年6月2日(月)(予定)
- b. 回答方法 那須町のホームページに掲載する。
(<https://www.town.nasu.lg.jp/0015/info-0000004036-1.html>)

(3) 参加意向申出書の提出

参加希望者は、次のとおり提出すること。

① 提出書類

- a. プロポーザル参加意向申出書(様式2)
- b. 会社案内及び会社概要(組織においては、体制がわかる資料(様式任意))
- c. 受託実調書(様式3)
類似の受診勧奨業務について栃木県内における受託実績が10件以上あることを示すこと。
契約書の頭紙の写しを記載案件分クリアファイルに入れ提出すること。
提出書類を確認の上、不備がある場合には当該プロポーザル参加を認めないものとする。
- d. 納税証明書(写)(発行官公署の様式)
法人の場合:「法人税」「消費税及び地方消費税」(その3の3)
個人の場合:「申告所得税」「消費税及び地方消費税」(その3の2)
- e. 登記簿謄本
発行日が令和7年4月1日以降の原本又は写しを提出
- f. 印鑑証明書
発行日が令和7年4月1日以降の原本又は写しを提出
- g. 誓約書(様式4)
- h. 提出期限 令和7年6月6日(金)17時まで
- i. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)郵送の場合、提出期限までに必着のこと。
- j. 提出場所 下記「7. 問い合わせ先」
- k. 参加資格確認結果通知 令和7年6月11日(水)までに通知する。

(4) 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届(様式5)を担当課まで持参又は郵送にて提出すること。

(5) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書等の作成については本実施要領に基づいて作成する。企画提案項目は以下の通り。
 - a. 対象者の選定及びグループ分け
特定健診の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。
 - b. 属性に応じた通知の内容
分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。
 - c. 受診率向上のための工夫
上記に関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。
 - d. 受診結果の効果検証
勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。
 - e. スケジュールの提示
無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。
 - f. 個人情報の管理
個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。

g. 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。

m. 実績

類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。

(6) 審査

- ① 企画提案書、プレゼンテーションにて選考を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。評価点の合計が同点の場合は、評価項目の「内容・企画」、「実績」、「費用」の順で評価点が高い提案事業者を選定する。また、後日、内容に虚偽・過大があったと判断した場合は失格とする。
- ② 最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、予定価格以内で、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

6. 留意事項

- (1) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果を踏まえ、別途連絡するものとする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 無効となるプロポーザル
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ③ 著しく信義に反する行為を起こした場合
 - ④ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
 - ⑤ その他、要領に違反した場合
- (5) 参加申込者が6者以上の場合は、受診勧奨業務の実績により審査を実施し、上位5者を選定します。
- (6) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (7) プロポーザルに関する一連の資料は、那須町町情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (8) 提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。
- (9) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

7. 問い合わせ先

那須町保健センター

担当 保健福祉課 健康づくり推進係 近藤

〒329-3215 栃木県那須郡那須町大字寺子乙 2566-1

電話:0287-72-5858

E-mail:hokenc@town.nasu.lg.jp